

令和3年10月22日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「豊川市教職員業務改善ガイドライン2021」を策定しました

1 趣旨

豊川市教育委員会では、愛知県教育委員会の「教員の多忙化解消プラン」を受け、「豊川市教職員多忙化改善ガイドライン2017」を策定して、教職員の働き方改革を進めてきた。

令和3年4月より、県の通知に基づき「豊川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「方針」を策定し、今後は在校等時間の上限時間として、1箇月45時間、1年360時間を遵守することとなった。さらに5月に、愛知県教育委員会より「県立学校における働き方ガイドライン」が示され、働き方改革のさらなる推進が求められたことを受け、「豊川市教職員業務改善ガイドライン2021」の策定に取り組むこととした。

策定にあたっては、教職員が心身共に健康な状態で児童生徒に向き合うことができるように、業務改善や意識改革の例を挙げ、「勤務時間内の事務処理や教材研究の時間の確保」や「タイムマネジメント力の育成」をねらっている。

2 配付物

「豊川市教職員業務改善ガイドライン2021」 (別紙)

【お問合せ先】

豊川市教育委員会学校教育課 山本 桑野

TEL:0533-88-8033 Eメール: gakokyoiku@city.toyokawa.lg.jp

豊川市教職員業務改善ガイドライン 2021

令和3年10月1日

豊川市教育委員会

1 豊川市のこれまでの取組について

愛知県教育委員会から、平成29年3月に「教員の多忙化解消プラン」が出されたことを受け、本市においては、平成29年10月に「豊川市教職員多忙化改善ガイドライン2017」を策定しました。勤務時間外の在校時間について、以下のように年度ごとの達成目標を掲げるとともに、業務改善や部活動にかかわる負担軽減の方策を示し、市内全校で取組を進めてきました。

★各年度の達成目標（県の目標数値）

2018年度	2019年度	2020年度
勤務時間外の在校時間（土日を含む）80時間以上の教職員を小学校5%未満、中学校20%未満とする	勤務時間外の在校時間（土日を含む）80時間以上の教職員を小学校、中学校ともに0%とする	勤務時間外の在校時間（土日を含む）80時間以上の教職員を小学校、中学校ともに0%を継続する

2 豊川市の教職員の勤務の現状について

◇「教員の長時間労働による健康障害防止のための取組状況」調査より 《小学校》

調査時期	2018年11月	2019年11月	2020年11月
調査人数	579人	584人	575人
100時間以上	10人（1.7%）	2人（0.3%）	4人（0.7%）
80～100時間	59人（10.2%）	18人（3.1%）	4人（0.7%）
80時間以上の割合	11.9%	3.4%	1.4%

《中学校》

調査時期	2018年11月	2019年11月	2020年11月
調査人数	316人	319人	329人
100時間以上	25人（7.9%）	31人（9.7%）	10人（3.0%）
80～100時間	70人（22.2%）	71人（22.3%）	23人（7.0%）
80時間以上の割合	30.1%	32.0%	10.0%

《市全体》

調査時期	2018年11月	2019年11月	2020年11月
調査人数	894人	903人	904人
100時間以上	35人（3.9%）	33人（3.7%）	14人（1.5%）
80～100時間	129人（14.4%）	89人（9.9%）	27人（3.0%）
80時間以上の割合	18.3%	13.6%	4.5%

勤務時間外の在校時間が月80時間を超える教員の割合を、2019年度には0%にすることを目標に取り組んできました。現状は、2018年度は、小学校で11.9%、中学校で30.1%、2019年度は、小学校で3.4%、中学校で32.0%、2020年度は、小学校で1.4%、中学校で10.0%となっています。

この3年間、小学校、中学校ともに年々減少しています。これは、各学校で勤務時間外の在校時間の縮減に取り組んでいる成果の表れと言えます。また、コロナ禍における教育活動の制限の影響も考えられます。

しかしながら、目標が達成できていない状況であり、さらなる業務改善の取組が必要と言えます。

※「豊川市教職員多忙化改善ガイドライン2017」においては、調査対象の時間を「勤務時間外の在校時間」としていましたが、今後は文部科学省のガイドラインに合わせ、「勤務時間外の在校等時間」（以下、「在校等時間」）とします。

3 ガイドライン策定について

令和元年12月11日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。愛知県は、令和2年7月7日、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」を公布しました。（令和3年4月1日施行）

今回の条例改正に伴い、愛知県教育委員会は、「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」を制定しました。

本市においても、県の通知に基づき、「豊川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「豊川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」を策定しました。（令和3年4月1日施行）

今後は、在校等時間の上限時間として、1箇月45時間、1年360時間を遵守することとなり、各学校においてはより一層の取組を進めていくこととなりました。

令和3年5月には、「県立学校における働き方ガイドライン」が愛知県教育委員会より示され、働き方改革のさらなる推進が求められたことを受け、本市においても新たなガイドラインの策定に取り組むこととしました。

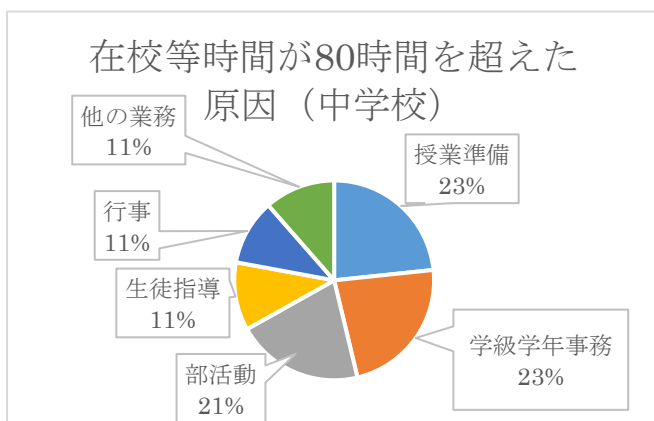
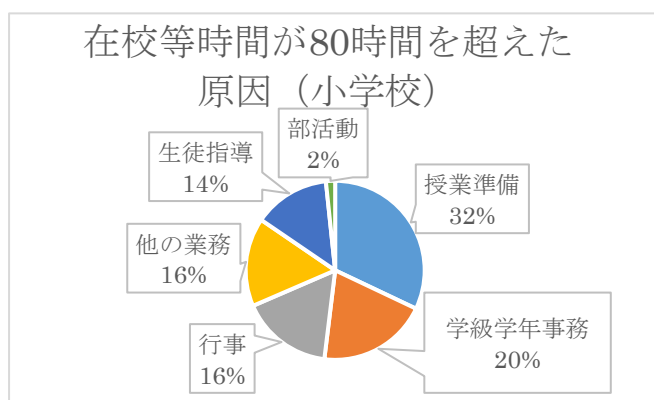
策定にあたり、令和3年度1学期の「豊川市の教職員の在校等時間」を確認すると、次の状況となりました。

◇ 1 学期中の「豊川市の教職員の在校等時間」（調査対象 919 人）

調査時期	4 月	5 月	6 月	7 月
80 時間以上	138 人 15.02%	39 人 4.24%	67 人 7.29%	45 人 4.90%
45 時間以上 80 時間未満	444 人 48.31%	354 人 38.52%	413 人 44.94%	253 人 27.53%
45 時間未満	337 人 36.67%	526 人 57.24%	439 人 47.77%	621 人 67.57%

在校等時間が 80 時間を超える教職員は、年度初めの準備等が忙しい 4 月を除いても 5 パーセント程存在することがわかります。1 箇月 45 時間の上限時間の遵守が厳しい状況と言えます。

在校等時間が 80 時間を超える教職員、のべ 289 人に、在校等時間が増える原因となる業務について各校での聞き取りから確認すると、以下のグラフとなりました。



このグラフのとおり、「授業準備」や「学級学年事務」、中学校では「部活動」が大きく影響していることが確認できました。長時間勤務が続くと心身の健康に不調をきたす要因にもつながります。

そこで今回、「豊川市教職員業務改善ガイドライン 2021」を策定するにあたっては、本来の勤務時間内での授業準備や教材研究、事務処理時間を少しでも多く生み出すための参考となるよう、取組例を示すこととしました。

なお、平成 29 年度に策定した「豊川市教職員多忙化改善ガイドライン 2017」は、令和 3 年 9 月をもって終了し、令和 3 年 10 月以降は、「豊川市教職員業務改善ガイドライン 2021」に基づき、教職員の健康を守るためにも、各学校の状況に応じた創意工夫の上、働き方改革と労働時間管理に係る取組を進めていくこととします。

※管理職とは、校長・教頭を示す。以下同様。

4 業務量の適切な管理にむけてすべきこと

(1) 在校等時間の正確な把握

- ① 管理職（※）は、ICT機器の活用等により在校等時間の正確な把握を行います。計測した時間の記録は公文書として扱い、5年間保管します。
- ② 教職員は、計測した時間が公務災害発生時における重要な記録となることを認識し、実際の在校等時間を報告します。

5 業務改善に向けた取組の例について【学校編】

(1) 適切な業務管理

- ① 校内会議の見直し
 - ア 管理職及び会議の主宰者は、会議の回数や参加者の削減に取り組み、会議の終了時刻を事前に決めます。
 - イ 管理職及び会議の主宰者は、会議の時間短縮を図ります。
 - 会議の事前打ち合わせの充実を図ります。
 - 会議資料の事前配付に努めます。
 - ペーパーレスの会議を実施します。
 - 校務支援システムのメッセージ機能を活用します。
- ② 教育課程の見直しによる事務処理時間の確保
 - ア 管理職は、各教科の授業時数を標準授業時数と同程度として、5時限以下の授業日を計画的に設定します。
 - イ 管理職は、週に2日程度の掃除を行わない日を設定して、児童生徒の下校時刻を早め、事務処理時間を増やします。
 - ウ 管理職は、教員が勤務時間内にノートの点検ができるように時間割編成を工夫します。
 - エ 管理職は、授業開始時刻を早めるなどして、授業後の時間を増やします。
 - オ 管理職は、各行事のねらいとその教育的効果を精査し、行事の廃止・縮小・練習日程の削減を図ります。
 - 家庭訪問の中止を検討します。
 - 勤務時間内での懇談会を計画します。
 - 体育的・文化的行事の半日日程化を検討します。
 - カ 管理職は、会議や部活動を行わず、授業準備や事務処理に専念できる日を設定します。

③ 効率的な業務の執行

- ア 管理職は、「事務職員の標準的な職務」に基づく事務職員との連携を行い、業務の効率化を図ります。
- イ 教職員は、学年学級会計システムを用いて会計処理の適正化を図ります。
- ウ 教職員は、タブレット端末による教材提示、問題配付、意見交換等を積極的に行い、授業準備時間の短縮につなげます。
- エ 管理職及び教職員は、ICT機器を活用したアンケート等の集約に取り組みます。
- オ 管理職は、教職員の専門性を生かした教科担任制を推進・推奨し、教職員の授業準備の教科数の削減に努めます。（小学校）
- カ 管理職は、電話対応時間を定め、保護者に周知して、勤務時間外の保護者対応の縮減を図ります。

④ 勤務時間外の業務のあり方

- ア 管理職は、校舎の開錠及び施錠の時間について勤務時間と大きく変わらない適切な時間を設定します。
- イ 管理職は、PTA活動や地域関連行事、街頭補導等の事業内容の精選に取り組みます。
- ウ 管理職は、電話以外での出欠連絡の方法を探り、朝の電話対応の負担を減らします。
- エ 教職員は、緊急性のある場合、児童生徒や保護者への対応を行わざるを得ませんが、管理職は長期にわたって在校等時間が増えることのないよう、適切な指導監督を行います。

(2) 教職員の意識改革と業務の平準化

① タイムマネジメント力の育成

- ア 管理職は、教職員の退勤予定時刻がわかるように、退勤時刻の見える化を図ります。
○退勤予定時刻板の設置等を検討します。
- イ 教職員は、1週間の業務を見通すために、出勤退勤予定時刻の計画をします。
- ウ 管理職は、毎月1日以上「定時退校日」を設定します。
- エ 管理職は、教職員が休暇を取りやすい状況や雰囲気づくりを心がけ、一人当たり年10日以上（時間休含む）の年次休暇がとれるようにします。

② 業務の平準化

- ア 管理職は、教職員の「退勤予定時刻板」や出勤退勤の状況から、業務の点検を行い、教職員の一部に業務が集中しないように業務の平準化を図ります。
- イ 管理職は、必要に応じて業務分担の見直しを図ります。

(3) 部活動の在り方

① 部活動の指導方針及び指導計画の見直し

- ア 管理職は、令和2年4月に策定した豊川市の「部活動指導ガイドライン」をもとに、働き方改革の視点から指導方針及び指導計画を立てます。
- イ 管理職は、大会に向けての練習日数の上限を決めます。
(小学校)
 - 練習は勤務時間内で終わらせるようにします。
 - 練習日数は大会前4週間程度とします。
- ウ 管理職は、出場する大会を精選し、大会参加による教職員と児童生徒の負担軽減を図ります。

② 部活動顧問の配置方法の工夫と外部講師の活用

- ア 管理職は、各部活動に複数の顧問を配置し、交代で指導にあたることができるよう工夫を行います。
- イ 教職員は、外部指導者等教員以外の指導者と連携したり、他の顧問と業務分担を工夫したりして部活動運営を行います。

【各学校での更なる業務改善を促すとともに、教育委員会としても現場の負担軽減に取り組みます。】

6 業務改善に向けた取組について【教育委員会編】

(1) 在校等時間の正確な把握と適切な業務管理

① 長時間勤務者の原因把握

ア 各校から提出された在校等時間の記録より、各校の取組状況を把握します。

イ 教職員の在校等時間が上限を超えた場合には、学校における業務や環境整備の状況について、検証を行います。

(2) 学校職員の増員

① 負担軽減のための教職員や児童生徒を支える学校職員の増員

ア 学級運営支援員の増員をします。

イ スクールサポートスタッフの任用を継続します。

ウ S S W（スクールソーシャルワーカー）の配置をめざします。

(3) 関係団体との連携のもと各行事等のあり方を協議

① 教員会行事

ア 教員会総会の開催方法を検討します。

② 現職研修委員会

ア 市内一斉開催の行事の見直しをします。

○小中学校作品展等の「豊川市児童生徒文化事業」の開催方法を検討します。

③ 夏休みの課題の応募方法の見直し

ア 各家庭からの直接応募が原則となるよう働きかけます。

(4) 勤務の正常化に向けての取組

① 教職員の勤務の正常化に向けて情報発信

ア 教職員の在校等時間の削減に向けての協力を家庭・社会・地域に、文書やHPで発信して、理解を求めます。

② 関係諸機関のとの連携

ア 警察署、消防署、民間施設等との連携を深め、休日や勤務時間外における児童生徒対応について申し合わせを行います。



©いなりん

豊川市教職員業務改善ガイドライン2021

令和3年 9月策定
令和3年10月施行

豊川市教育委員会学校教育課
〒441-0292
愛知県豊川市赤坂町松本250番地
電話 0533-88-8033